

～トピックス～

1. 賃上げ時代の補助金戦略 経産省支援策を正確に活かす
2. 税務カレンダー（2026年2月、3月の税務）
3. おススメ書籍のご紹介



経営者の名言シリーズ

自信は成功の秘訣であるが、空想は敗事の源泉である

岩崎弥太郎（三菱グループ創始者）

※経営者100の言葉より引用

賃上げ時代の補助金戦略 経産省支援策を正確に活かす

◆過去最大の最賃引上げと中小企業の現実

2025年の最低賃金は、全国加重平均で過去最大の66円引上げとなりました。急激な人件費上昇に直面する中小企業を支援するため、経済産業省は価格転嫁、補助金・税制支援、生産性向上策の三本柱で対策を展開しています。特に「改正下請法」では、一方的な価格設定や手形払いを禁止し、賃上げ原資の確保を後押しします。経営者は交渉力に加え、取引適正化に関する情報収集力を高めることが求められます。

◆持続化補助金で賃上げと販路開拓を実現

小規模事業者持続化補助金は、商工会・商工会議所の伴走支援を受けながら販路開拓に取り組む制度です。通常の補助上限は50万円ですが、賃上げ特例を活用すれば150万円が上乗せされ、最大200万円（補助率2/3）まで拡充されます。経営計画を策定し、一定以上の賃上げを行うことが条件です。よろず支援拠点などの専門窓口を通じて、事業計画のブラッシュアップを図るとともに、補助金活用を企業成長の一手として位置付けることが重要です。

◆設備投資補助金特例と加点措置のポイント

「ものづくり補助金」「IT導入補助金」「省力化投資補助金」では、最低賃金引上げ特例が要件緩和され、補助率が1/2から2/3に引き上げられました。指定する一定期間（R5.10～R6.9）に、改定後の地域別最賃未満で3か月以

上雇用していた従業員が全体の30%以上いる場合、特例の対象となります。さらに、全国目安で示された最低賃金引上げ額（63円）以上の賃上げを実施した企業には、採択審査で加点措置が行われます。具体的な数値を念頭に置いた賃上げ戦略が、採択率向上の鍵を握ります。

◆厚労省との連携による実務支援の充実

経済産業省と厚生労働省は、支援策の周知を共同で進めています。全国47か所の労働局・働き方改革推進支援センター、321か所の労働基準監督署、および47か所のよろず支援拠点で、相互に制度案内を実施中です。補助金や助成金、税制支援を組み合わせて活用すれば、単なる賃上げ対応を超えた経営体質強化につながります。

まずは自社の賃金水準と要件の適合を確認し、最寄りの支援窓口に相談することが第一歩です。補助金は申請技術ではなく、経営戦略の一部として使いこなす時代に入りました。

記事提供元：ゆりかご俱楽部「税務会計トピックス」

2026年2月の税務

2月10日

- 1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

3月2日

- 12月決算法人及び決算期の定めのない人格なき社団等の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
- 3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 法人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

2026年3月の税務

3月10日

- 2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

3月16日

- 前年分贈与税の申告(2月2日から3月16日まで)
- 前年分所得税の確定申告(2月16日から3月16日まで)
- 所得税確定損失申告書の提出
- 前年分所得税の総収入金額報告書の提出
- 確定申告税額の延納の届出書の提出
(延納期限:6月1日)
- 個人の青色申告の承認申請(1月16日以後新規業務開始の場合は、その業務開始日から2ヶ月以内)
- 個人の道府県民税・市町村民税・事業税(事業所税)の申告

- 6月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)

- 消費税の年税額が400万円超の3月、6月、9月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>

- 消費税の年税額が4,800万円超の11月、12月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(10月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税>

○前年分贈与税の申告(2月2日から3月16日まで)

○前年分所得税の確定申告(2月16日から3月16日まで)

○固定資産税(都市計画税)の第4期分の納付(2月中において市町村の条例で定める日)

3月31日

- 個人事業者の前年分の消費税・地方消費税の確定申告
- 1月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
- 1月、4月、7月、10月決算法人及び個人事業者(前年12月分)の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 法人・個人事業者(前年12月分及び当年1月分)の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 7月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
- 消費税の年税額が400万円超の4月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
- 消費税の年税額が4,800万円超の12月、1月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(11月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税>

おススメ書籍のご紹介



書籍要約サービス「フライヤー」の
詳細・お申込みはこちら



「言語化」が大切であるということは、ビジネスパーソンであれば誰もが実感していることだろう。そのためのハウツー本も世の中にはたくさんある。それだけ関心の高まっている「言語化力」であるが、そのスキルを身につけたと自信をもって言える人は多くはないはずだ。 「言語化力」とは、手法を理解しただけで会得できるものではない。継続した実践とトレーニングによって、習慣化しなければ身につけることは難しいのだ。

本書は「言語化」を習慣化することを目的にした、ドリル形式の書籍だ。「言語化力」とは何かを丁寧に紐解き、その力を身につけるための実践的なドリルが全部で108問収録されている。「書いてあるとおりにやれば、確実に言語化力が上がる」ことを目指して書かれたという本書に掲載されている例題は、どれも手軽にできるものばかりで、短いものだと30秒でできる。設定されている問いかも、ビジネスシーンでそのまま使えそうな場面で、非常に実践的だ。要約中にもいくつかの例題を紹介しているので、答えを見る前に少しだけ時間をとって自分で考えてみてほしい。何問か解いてみるだけでも、トレーニングの効果に期待が持てるはずだ。

◆◆◆ 詳細が気になった方はぜひ、「フライヤー」をご利用ください◆◆◆

株式会社アビーナリーマネジメント
税理士法人アビーナリーマネジメント
株式会社アビーナリーネクスト



〒980-0811
仙台市青葉区一番町1-9-1
仙台トラストタワー7F
TEL: 022-225-5090
FAX: 022-225-5091